

平成19年1月4日

「ICキャッシュカード」の発行対象を拡大 ～法人・営業性個人のお客さままで～

武蔵野銀行（頭取 三輪克明）では、盗難・偽造キャッシュカードによる悪質な犯罪からお客様の大切なご預金をお守りするため「ICキャッシュカード」をお取り扱いしておりますが、このたび、ICカードのご利用対象を個人のお客さまに加え、「法人のお客さま（営業性個人を含みます）」まで拡大いたしましたのでお知らせします。

また、初回発行時の手数料無料期間を、平成19年3月末まで延長いたしましたほか、磁気カードからICカードへのお切替手続きを済まされた後も、新カードのご利用開始まで磁気カードをご利用いただけるよう、利便性を向上しました。

当行では、平成19年度中に「生体認証機能付きICキャッシュカード」を導入し、同カード対応ATMの全店配置を予定しております。

武蔵野銀行は今後も、「県民の武蔵野銀行」として、お客さまに安心して安全なお取引をいただけるよう、セキュリティ対策の強化に努めてまいります。

1. 「むさしのICキャッシュカード」の概要

項目	概要
対象となる預金	普通預金、貯蓄預金
ご利用対象者	個人のお客さま、 <u>法人のお客さま（営業性個人を含みます）</u>
1日あたりの利用限度額	IC、磁気ストライプの合計で200万円以内（各々任意設定が可能です）
発行手数料	<u>初回発行時（平成19年3月末まで）無料</u> ※再発行時及び更新（5年毎）時には、1,050円の発行手数料がかかります。
ICキャッシュカード 対応ATMの設置店	武蔵野銀行全店 ※各店に1台以上設置しております。

2. これまで実施してきたキャッシュカードの主なセキュリティ強化策

実施日	セキュリティ強化策
平成17年 3月	1日当たりご利用限度額を200万円に引下げ
平成17年 4月	1日当たりご利用限度額の任意設定サービス
平成17年12月	偽造・盗難カード被害者への原則補償を制度化
平成17年12月	キャッシュカードの紛失・盗難の電話受付の24時間体制への移行
平成18年 2月	ICキャッシュカード取扱開始
この他にも、ATMへの後方確認ミラーの設置、ATM間の間仕切り板の大型化、異常な取引を検知するシステムの導入等を実施	

以上

報道機関からのお問い合わせ先
 営業統括部 森山（内線 572） ・ 事務部 浅子（内線 3330）
 TEL：048（641）6111（本店代表）
 TEL：048（644）8511（事務センター代表）

